

現行の西予市都市計画マスタープランの構成と実際の取組

一般的に、都市計画マスタープラン（以下「都市マス」）は、都市全体の都市計画（まちづくり）の方針を示す「**全体構想**」と、都市を地域に分けて、地域別の方針を示す「**地域別構想**」から成ります。本市の都市マスも、同様の構成です。

以下に西予市都市計画マスタープランの構成を示します。

全体構想	1. 都市の将来像
	2. 将来都市構造と土地利用の方向 (1) 暮らしの拠点となり、個性ある地域文化を育む拠点等の整備 (2) 都市軸の整備 (3) 土地利用区域の区分と整備方針 (4) 土地利用の誘導・規制の方針
	3. 都市づくりの目標 (1) 自然と共生し、活用する環境共生の都市づくり (2) 市民生活を支える都市・生活基盤の整備 (3) 人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成
	4. 都市整備の方針 (1) 自然と共生し、活用する環境共生の都市づくり (2) 市民生活を支える都市・生活基盤の整備 (3) 人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成
地域別構想	1. オレンジ・海洋ゾーン（旧三瓶町、旧明浜町） (1) 地域整備の方向 (2) 三瓶市街地地区整備の方針
	2. みのりとまちの交流ゾーン（旧宇和町、旧野村町の西部） (1) 地域整備の方向 (2) 宇和市街地地区整備の方針 (3) 野村市街地地区整備の方針
	3. 緑のいやしゾーン（旧野村町の東部、旧城川町） —

☆実施するまちづくりの施策（方針）は、

- ・全体構想の「都市整備の方針」
- ・地域別構想の「オレンジ・海洋ゾーン（地域整備の方針、三瓶市街地地区整備の方針）」、
- ・同じく地域別構想の「みのりとまちの交流ゾーン（地域整備の方針、宇和市街地地区整備の方針、野村市街地地区整備の方針）」

に記載されている（赤字箇所）。

■西予市都市計画マスタープランに基づく実際の取組

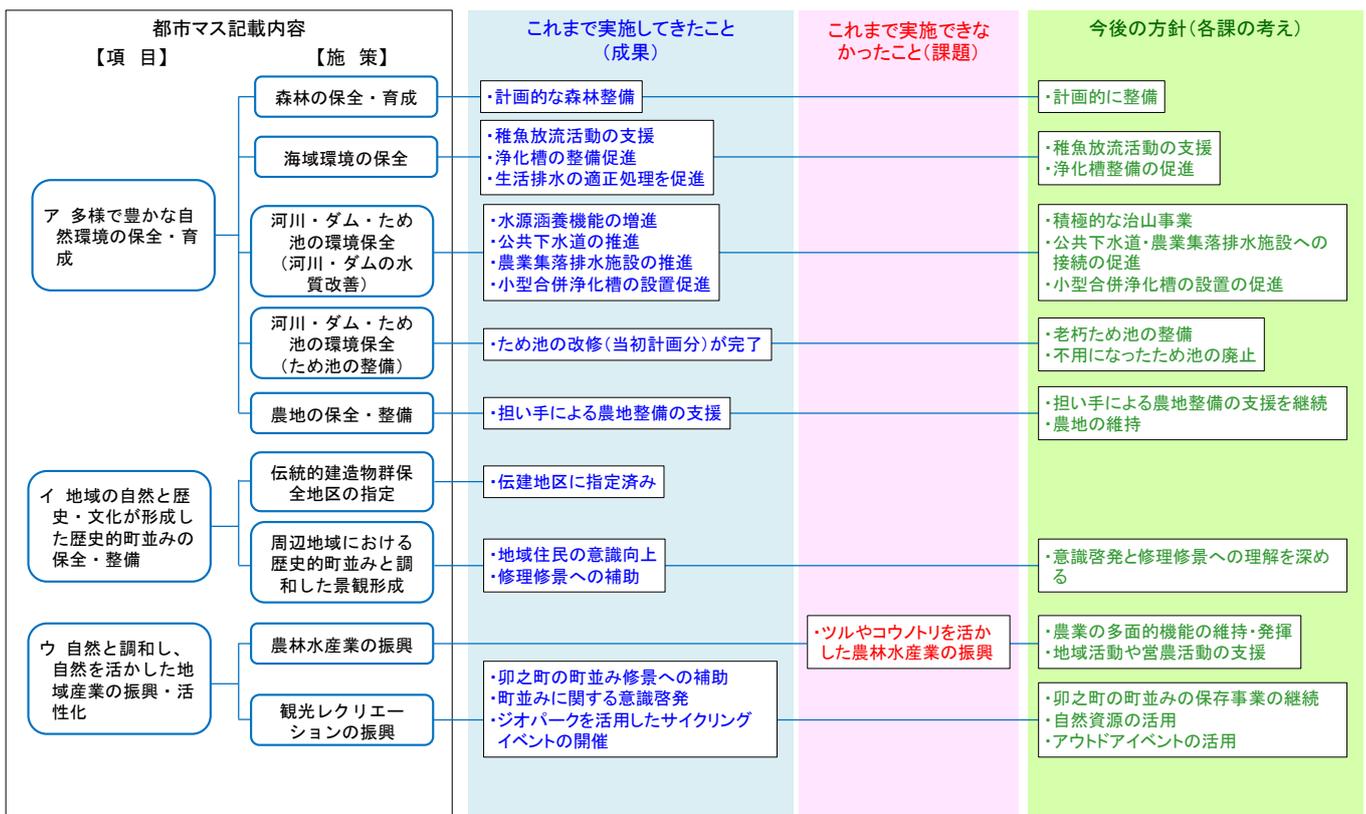
全体構想の「都市整備の方針」に記載される施策について、庁内各課による実際の取組状況及び今後の方針を把握しました（取組状況等をヒアリングシートにより聴取）。

各課による取組状況等から、「これまで実施してきたこと（成果）」、「これまで実施できなかったこと（課題）」、「今後の方針（各課の考え）」を抽出し、整理します。

(1)全体構想

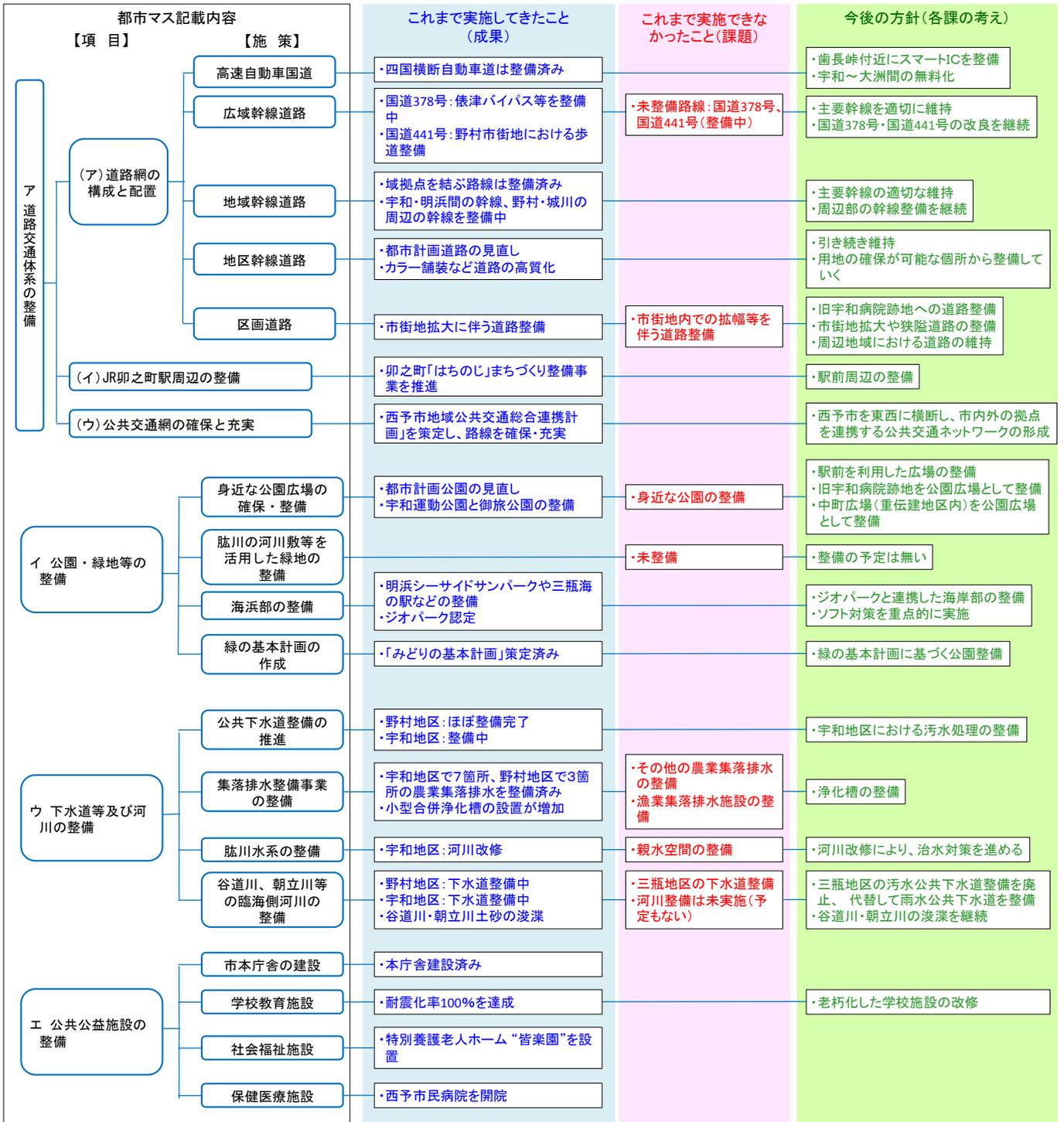
全体構想・都市整備の方針

●方針1 自然と共生し、活用する環境共生の都市づくり



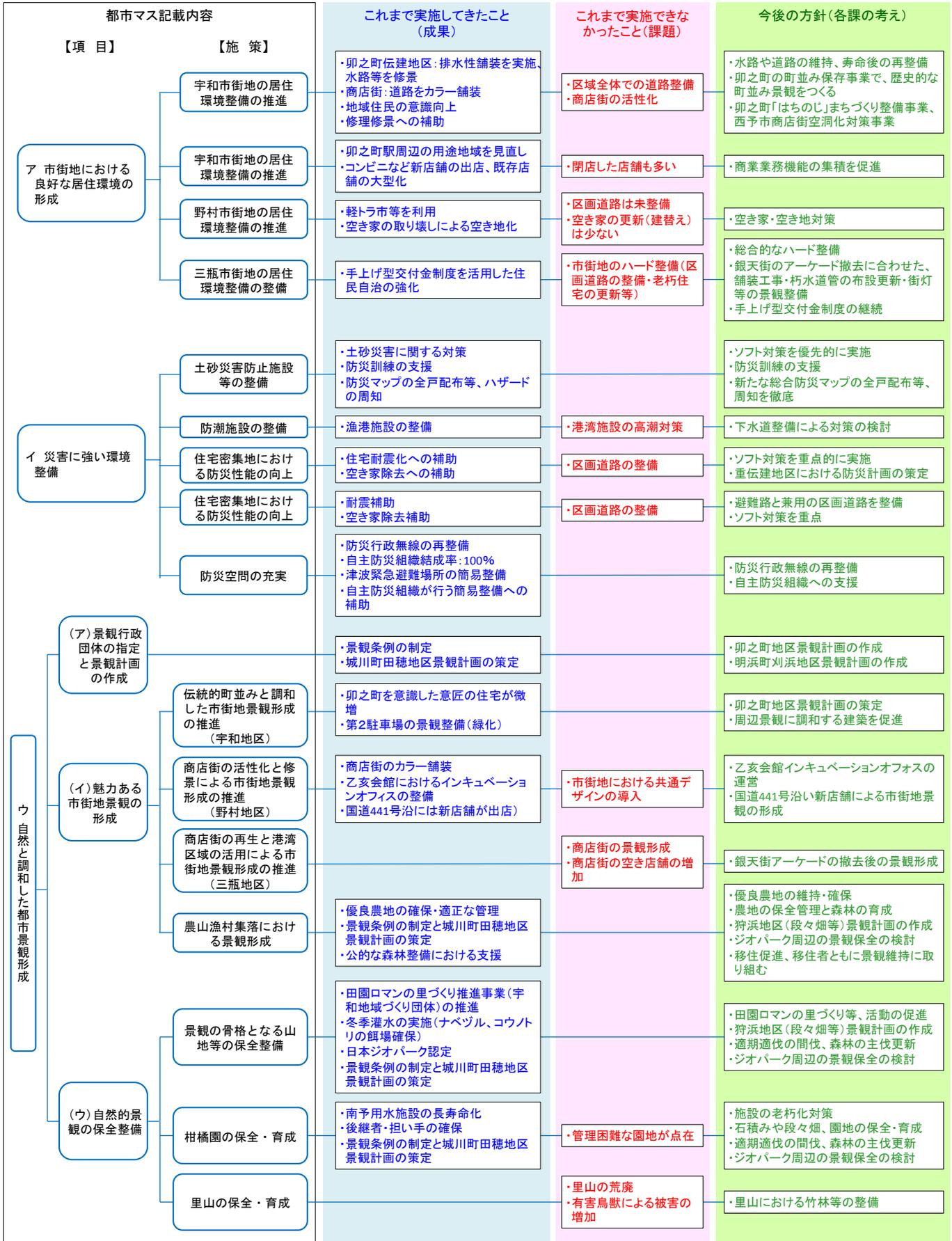
全体構想・都市整備の方針

●方針2 市民生活を支える都市・生活基盤の整備



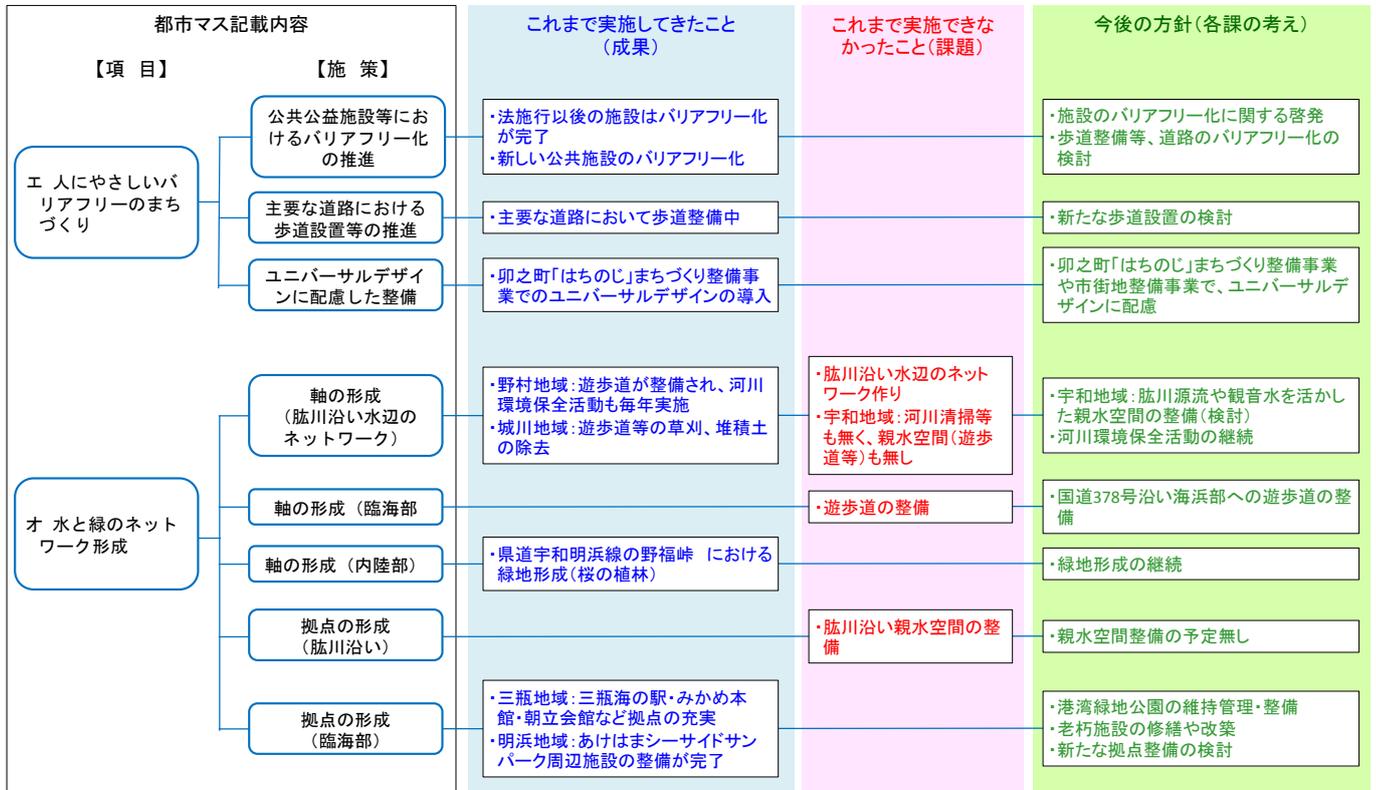
全体構想・都市整備の方針

●方針3 人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成 (1/2)



全体構想・都市整備の方針

●方針3 人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成 (2/2)



(2) 地域別構想

地域別構想 オレンジ・海洋ゾーン（旧三瓶町・旧明浜町）

●地域整備の方針

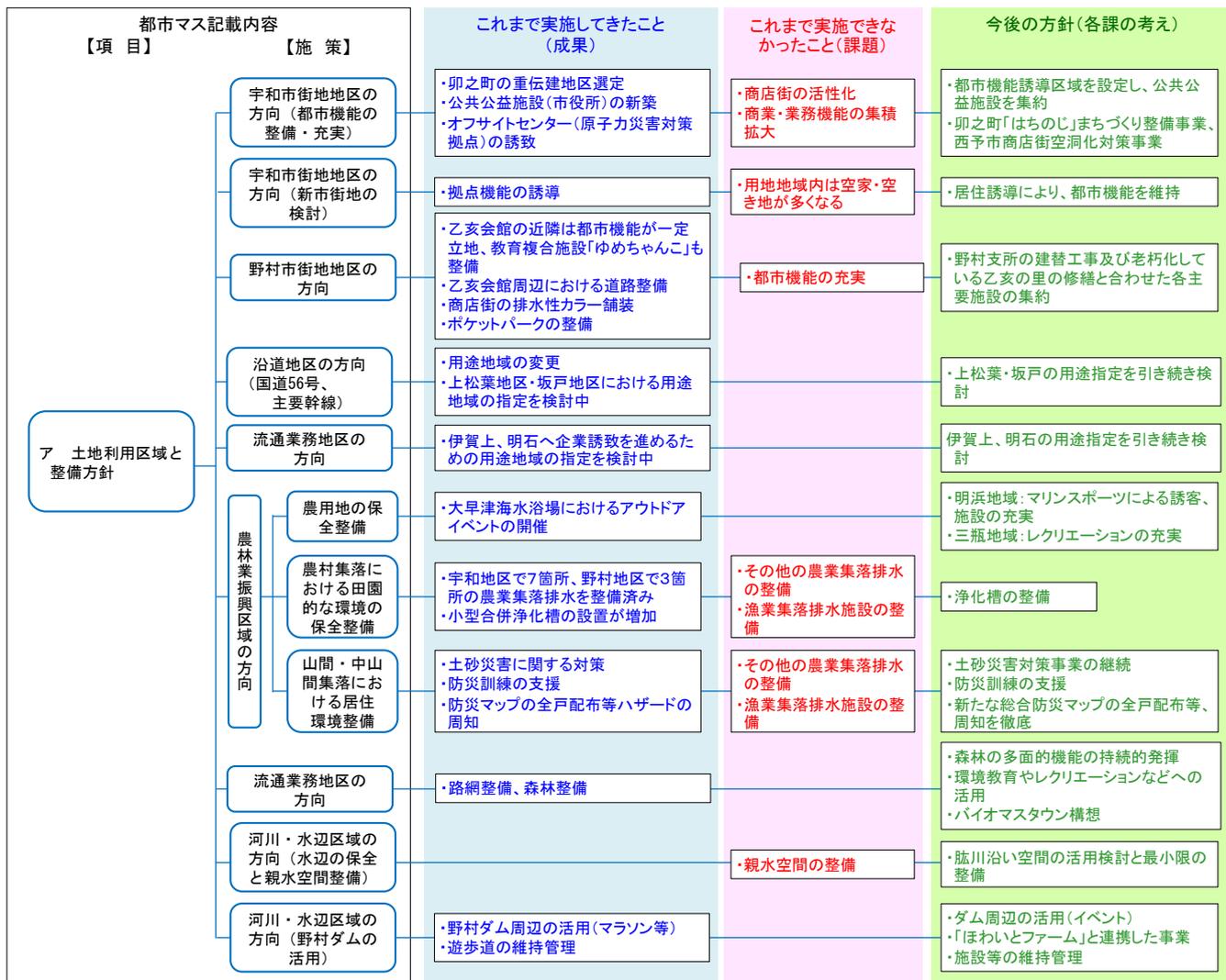
都市マス記載内容		これまで実施してきたこと (成果)	これまで実施できなかったこと(課題)	今後の方針(各課の考え)
ア 土地利用区域と整備方針	【項目】			
	【施策】			
	三瓶市街地地区の方向	<ul style="list-style-type: none"> 三瓶支所の移設(旧保健センター) 商店街以外の店舗跡地の解消 	<ul style="list-style-type: none"> 商店街の充実・整備 	<ul style="list-style-type: none"> 銀天街のアーケード撤去に合わせた、舗装工事・下水道管の布設更新・街灯等の景観整備
	集落居住地区の方向	<ul style="list-style-type: none"> 高山地区: 明浜支所機能の充実に向けた計画を策定中 俵津地区: 明浜地域の生活拠点として概ね整備 		<ul style="list-style-type: none"> 高浜地区の計画策定・計画推進 明浜支所の移築、高山地区・俵津地区への機能集約 旧小学校区単位でのコミュニティ形成
	農用地区域の方向	<ul style="list-style-type: none"> 優良農地の確保・適正な管理 集落営農の推進、経営体や担い手の育成、農地流動化、農業経営規模の拡大 		<ul style="list-style-type: none"> 優良農地の確保・適正な管理の継続 集落営農の推進、経営体や担い手の育成、農地流動化、農業経営規模の拡大の継続
森林区域の方向	<ul style="list-style-type: none"> 間伐により、土砂災害防止機能を強化 		<ul style="list-style-type: none"> 路網整備による森林整備 	
海浜・海岸・海洋区域の方向	<ul style="list-style-type: none"> 大早津海水浴場におけるアウトドアイベントの開催 	<ul style="list-style-type: none"> 三瓶の海水浴場の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 明浜地域: マリンスポーツによる誘客、施設の充実 三瓶地域: レクリエーションの充実 	

●三瓶市街地地区整備の方向

都市マス記載内容		これまで実施してきたこと (成果)	これまで実施できなかったこと(課題)	今後の方針(各課の考え)		
土地利用の方向	ア 三瓶センター地区の整備	拠点とシンボル軸の形成	<ul style="list-style-type: none"> 国道378号の整備(継続的に実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 国道378号に幅員が狭い箇所も残る 商店街カラー舗装が損傷、整備が遅れている 	<ul style="list-style-type: none"> 国道378号の整備を要望・実施 商店街カラー舗装の通常アスファルトによる舗装補修 	
		三瓶文化会館一帯の生活拠点機能の充実・整備	<ul style="list-style-type: none"> 朝立会館の新設 市道64号線の認定 		<ul style="list-style-type: none"> 未舗装の64号線の舗装改良 	
		海の駅潮彩館の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> 全国海の駅ネットワークへの加盟 		<ul style="list-style-type: none"> 施設の改修 	
		銀天街、大街道の商店街の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 旧三瓶総合支所跡地を駐車場として整備 		<ul style="list-style-type: none"> 銀天街アーケード撤去後の景観形成 	
		都市基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> 旧三瓶総合支所跡地を駐車場として整備 	<ul style="list-style-type: none"> 区画道路等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽水道管の更新に合わせた計画的な道路整備 	
	イ 住宅地	低層住宅地、中低層住宅地の良好な居住環境形成	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿い水路への石蓋設置による幅員の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路・区画道路等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽水道管の更新に合わせた計画的な道路整備 水路への石蓋設置 	
		一般住宅地の良好な居住環境形成		<ul style="list-style-type: none"> 区画道路等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽水道管の更新に合わせた計画的な道路整備 	
		企業誘致		<ul style="list-style-type: none"> 三瓶地域への企業誘致 	<ul style="list-style-type: none"> 八幡浜三瓶線、宇和三瓶線沿いにも企業を誘致 	
	都市施設の整備方針	ア 道路交通網の整備方針(幹線道路)	国道378号の整備促進		<ul style="list-style-type: none"> 国道378号の住宅地を走る区間における改良及び整備 	<ul style="list-style-type: none"> 早期整備を強く要望
			(主)八幡浜三瓶線・宇和三瓶線の機能維持	<ul style="list-style-type: none"> 整備完了 		
ア 道路交通網の整備方針(地区幹線道路、区画道路)		都市計画道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の見直し 道路改良の計画・施工 		<ul style="list-style-type: none"> 老朽水道管の更新に合わせた計画的な道路整備 	
		区画道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の見直し 		<ul style="list-style-type: none"> 老朽水道管の更新に合わせた計画的な道路整備 	
イ 公園緑地の整備		三瓶公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> 展望台の補修 		<ul style="list-style-type: none"> 三瓶公園を拠点公園として整備する予定は無し 	
		身近な公園広場の整備	<ul style="list-style-type: none"> 中央児童公園、港湾緑地公園の維持管理 		<ul style="list-style-type: none"> 中央児童公園、港湾緑地公園の維持管理、整備充実 	
		シンボリックな公園整備の検討		<ul style="list-style-type: none"> 新しい公園整備は検討されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 公園の新設は不要、身近な公園整備を推進 	
ウ 下水道、河川の整備		公共下水道の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 雨水公共下水道への住民要望が多い 「三瓶地区雨水排水対策基本計画」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 防潮施設の整備 浸漬の不十分な個所が点在 	<ul style="list-style-type: none"> 雨水公共下水道(安土地区、津布理日吉崎地区)の整備 	
		朝立川、谷道川の河川整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> 河川浸漬の実施(県) 		<ul style="list-style-type: none"> 堆積物の浸漬(県へ要望) 	

地域別構想 みのりとまちの交流ゾーン（旧宇和町・旧野村町の西部）

●地域整備の方針



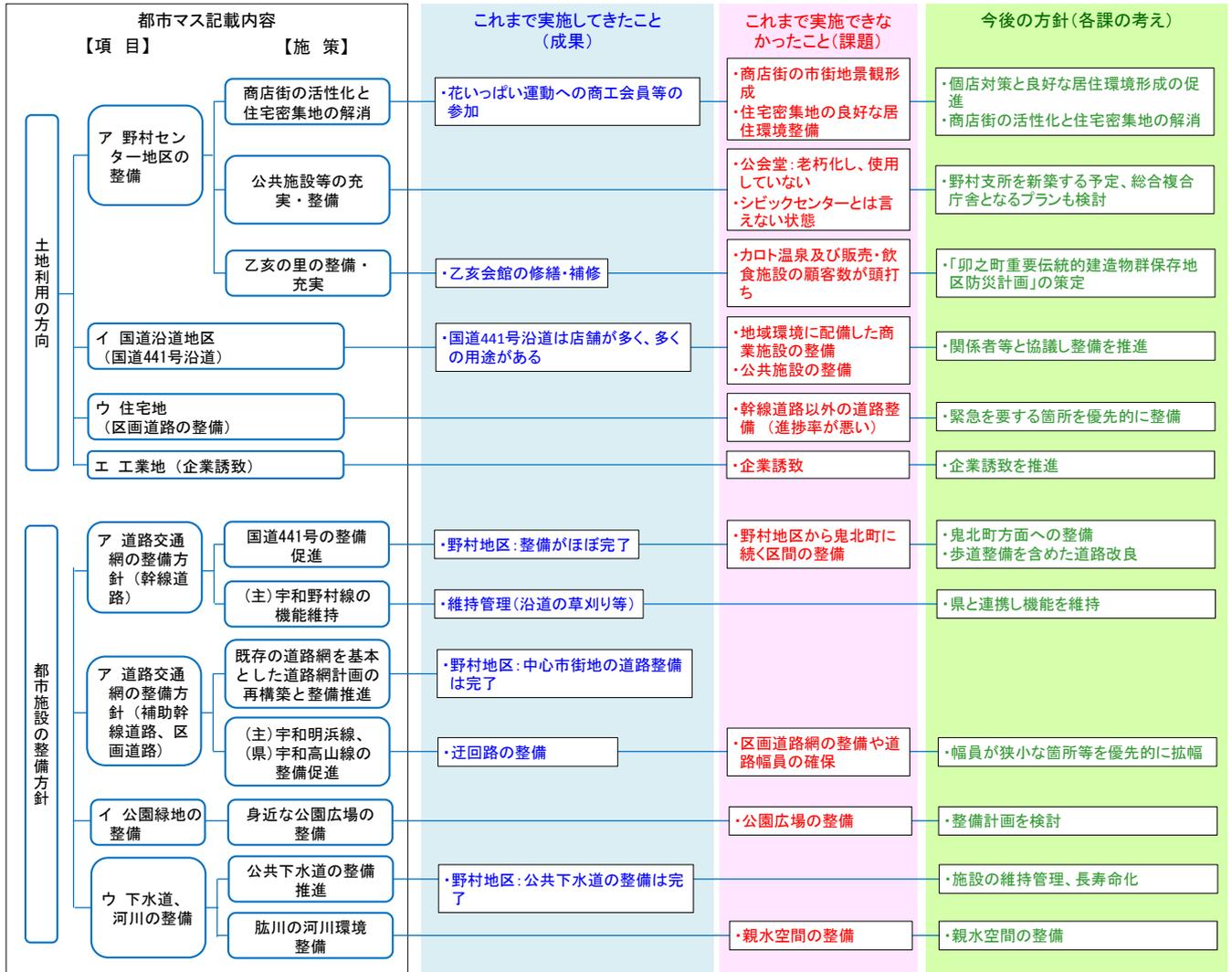
地域別構想 みのりとまちの交流ゾーン（旧宇和町・旧野村町の西部）

●宇和市街地地区整備の方向

都市マス記載内容		これまで実施してきたこと (成果)	これまで実施できなかったこと(課題)	今後の方針(各課の考え)	
土地利用の方向	【項目】				
	【施策】				
	ア 歴史的町並み地区の整備	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的建造物群保存地区の指定 建築物等に対するデザインマニュアルの作成と普及 防災対策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 伝建地区に指定済み 朝立会館の新設 市道64号線の認定 防火訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 卯之町景観計画の策定について、住民の理解が得られていない 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き計画策定に努める 「卯之町重要伝統的建造物群保存地区防災計画」の策定
	イ 中心市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> 商店街の活性化 国道56号沿道的环境形成 	<ul style="list-style-type: none"> 空き家調査を実施、空き家を活用できるよう推進 手挙げ型交付金事業により住民主体の地域づくりを推進 宇和中学校等公共施設の塀の整備(周辺景観の意識) 	<ul style="list-style-type: none"> 国道56号沿道商店等での緑地設置(開発申請が無く、指導出来ない) 	<ul style="list-style-type: none"> 銀天街アーケード撤去後の景観形成 景観の向上
	ウ 市街化進行地域環境形成(国道56号～IC付近の整備)		<ul style="list-style-type: none"> 国道56号～西予宇和IC付近で用途地域を変更 		<ul style="list-style-type: none"> 土地利用について引き続き検討
	エ シビックセンターの整備(駅及び駅周辺の整備)		<ul style="list-style-type: none"> 駅及び駅周辺の整備を検討、平成28年度より本格的に整備 		<ul style="list-style-type: none"> 平成32年度整備完了予定
	オ 市街地拡大の検討	<ul style="list-style-type: none"> 下松業地区 国道56号沿道地区 流通業務機能集積を促進する地区 	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域の指定を検討中 用途地域の指定を検討中 用途地域の指定を検討中 		<ul style="list-style-type: none"> 用途地域の指定手続き 用途地域の指定手続き 用途地域の指定手続き
	カ 一般住宅地における居住環境整備の推進		<ul style="list-style-type: none"> 道路改良を順次実施 		<ul style="list-style-type: none"> 引き続き整備
	キ 新市街地形成の検討(肱川右岸の地域)		<ul style="list-style-type: none"> 肱川右岸の宅地化した箇所においてインフラを整備中 		<ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画の中で見直す
	都市施設の整備方針	ア 道路交通網の整備方針(高速自動車国道)	<ul style="list-style-type: none"> 四国横断自動車道の整備促進 	<ul style="list-style-type: none"> 四国横断自動車道は整備済み 	
ア 道路交通網の整備方針(幹線道路)		<ul style="list-style-type: none"> 国道56号、(主)宇和野村線・宇和三瓶線の機能維持 (主)宇和明浜線、(県)宇和高山線の整備促進 (県)鳥坂宇和線の整備促進 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な路線として、機能の維持 整備中 	<ul style="list-style-type: none"> 一部未整備区間あり 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き整備 引き続き整備
ア 道路交通網の整備方針(幹線道路)		<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地における道路網の見直し 一般住宅地における区画道路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の見直し 区画道路を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 区画道路の整備が宅地の広がりに追いつかない 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、機能維持 居住誘導区域や幹線を中心に区画道路を整備
ア 道路交通網の整備方針(バリアフリー化の推進)			<ul style="list-style-type: none"> 駅及び駅周辺の整備を検討、平成28年度より本格的に整備 		<ul style="list-style-type: none"> 平成32年度整備完了予定
ア 道路交通網の整備方針(市街地外周道路の検討)				<ul style="list-style-type: none"> 進捗なし 	<ul style="list-style-type: none"> 河川沿いの道路の整備 市街地外周道路の検討
イ 公園緑地の整備		<ul style="list-style-type: none"> 身近に利用できる公園広場の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 宇和第2駐車場を緑地化 	<ul style="list-style-type: none"> 身近に利用できる公園広場の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 駅前を利用した広場の整備 旧宇和病院跡地を公園広場に整備 中町広場(重伝建地区内)を公園広場に整備
ウ 下水道、河川の整備		<ul style="list-style-type: none"> 市街地における公共下水道の整備 河川における親水空間の確保・整備 	<ul style="list-style-type: none"> 宇和地区:整備中 	<ul style="list-style-type: none"> 肱川親水空間の整備(水質が悪い) 	<ul style="list-style-type: none"> 宇和地区:公共下水道の整備の継続 整備場所の検討
エ 公共施設等の整備		<ul style="list-style-type: none"> 市庁舎の整備 宇和病院の改修 	<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎整備済 市立西予市民病院として移転新築 		

地域別構想 みのりとまちの交流ゾーン（旧宇和町・旧野村町の西部）

●野村市街地地区整備の方向



■参考：西予市都市計画マスタープラン記載内容の詳細と各課ヒアリング結果の整理

(1)全体構想

項目		施策	施策の方針(都市マス記載内容の概要)	実際の取組(これまでとこれから) ※各課ヒアリングシートにより把握 ※キーワードとして、 成果：青字 ／ 課題：赤字 ／ 今後の方針：緑字 で表現	
都市整備の方針 (1) 自然と共生し、活用する環境共生の都市づくり					
1	ア 多様で豊かな自然環境の保全・育成	●森林の保全・育成	森林は、保全・育成を図ることを基本とし、住宅開発や工場立地等の開発抑制を図る。	・森林経営計画を策定し、 計画的な森林整備 を実施。 ・今後も 計画的に整備 していく。	
2		●海域環境の保全	海域は、漁業資源の保全・確保と、海岸・海浜の保全を図ると共に、生活排水等による水質汚濁の防止を図る。	・「西予市水産業振興対策事業補助金交付要綱」に基づき、関係団体が実施する資源増大を目的とした 稚魚放流活動を支援 。 ・明浜地域、三瓶地域において、小型合併処理浄化槽の設置補助金制度により、 浄化槽の整備と生活排水の適正処理を促進 している。 ・今後も、 稚魚放流活動の支援、浄化槽整備の促進 を行う。	
3		●河川・ダム・ため池の環境保全	河川及びダム湖の水質の保全を図るため、流域の森林の保全育成と、生活排水等による水質汚濁の防止を推進する。	・森林整備により、森林の持つ 水源涵養機能の増進 を図っている。 ・ 公共下水道と農業集落排水施設の推進、小型合併浄化槽の設置促進 により、河川等の水質が改善した。 ・今後、 積極的な治山事業等 に取り組み、多様な森林機能の増進を図っていく。また、 公共下水道、農業集落排水施設への接続及び小型合併浄化槽の設置を促進 し、さらなる水質改善を図る。	
4			県営事業として改修が必要なため池の整備に取り組んでおり、その整備促進を図る。	・ ため池の改修 (当初計画分)が平成 28 年度で 完了 。 ・今後、 老朽ため池 について、新事業などにより 整備を進める 必要がある。また、防災面から、耕作地の減少により 不用になったため池を廃止 していくことが必要。	
5		●農地の保全・整備	農地は、農業の基盤である共に、国土保全機能を有している。また、本市の田園景観を形成するものであり、その保全・整備を図る。	・農地耕作条件改善事業、農山漁村振興交付金事業、多面的機能支払交付金事業等を活用して、 担い手による農地整備を支援 している。 ・今後も、各種事業を活用して 支援を継続し、農地の維持 を図る。	
6	イ 地域の自然と歴史・文化が形成した歴史的町並みの保全・整備	●伝統的建造物群保存地区の指定	中町通りを中心とした歴史的な建造物が多く残されている地区については、伝統的建造物群保存地区の指定を行い、その保全・整備を図る。	・ 伝建地区に指定済み 。	
7		●周辺地域における歴史的町並みと調和した景観形成	伝統的建造物群保存地区に指定する地区の周辺についても、歴史的町並みと調和した景観形成を図る。	・ 地域住民の町並み保存への意識向上 を図ってきた。また、地区内の 修理修景への補助事業 を実施し、歴史的な風致の維持向上は少しずつ進んできた。 ・今後も、地域住民の町並み保存への 意識啓発と修理修景への理解を深める 。	
8	ウ 自然と調和し、自然を活かした地域産業の振興・活性化	●農林水産業の振興	農林水産業は、自然と共存・共生することによって成り立ってきた産業である。多様で豊かな自然環境の保全・育成と一体となって、農林水産業の振興を推進する。	・自然と共存・共生した農林水産業の振興として、 ツルヤコウノトリ の渡来を生かした 農林水産業の振興 を考えていたが、 進んでいない 。 ・今後も、日本型直接支払制度(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)の活用により、 農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動 に対し、 支援 していく。	
9		●観光レクリエーションの振興	本市の観光資源としては、卯之町の歴史的町並み、どんぶり館、はま湯など温泉施設等がある。 本市は、海、山、川の豊かな自然資源に恵まれていることから、既存の施設利用と連携し、一体となって自然資源の活用を図る。	・ 卯之町の町並み修景の補助金交付事業、啓発活動 を進め、歴史的な町並みへの理解を深めてきた。 ・ ジオパークを活用したサイクリングイベント が開催され、市内・外からサイクリストが訪れつつある。平成 28 年度は、民間事業者と共催し、「愛媛西予 SEA TO SUMIT2016」の中で明浜でのカヤック、明浜・三瓶・宇和間でのサイクリング、高森山ハイクを実施した。 ・今後も、 卯之町の町並みの保存事業 を進め、魅力があり人が集まる歴史的な町並み景観づくりを図る。 ・また、今後も、ジオパークの保全を念頭に置きつつイベントを実施し、 自然資源の活用、アウトドアイベント による観光誘客を図る。	
都市整備の方針 (2) 市民生活を支える都市・生活基盤の整備					
10	ア 道路交通体系の整備	(ア)道路網の構成と配置方針	●高速自動車国道	都市軸の整備で示したとおり、広域的な高速道路体系を形成し、広域交流軸となる高速自動車国道であり、四国横断自動車道の整備を促進する。	・本市において 四国横断自動車道は整備済み 。 ・今後、 歯長峠(宇和町下川)付近にスマートICを整備 する。また、 宇和～大洲間の無料化 を進めたい。
11			●広域幹線道路	都市軸の整備で、都市間連携軸として示した道路網で、周辺都市とを結ぶ広域幹線道路であり、その整備促進を図る。	・都市間連携軸の 未整備路線：国道 378 号、国道 441 号 。 ・ 国道 378 号は、依津バイパス等が整備中 。国道 441 号は、 野村市街地において歩道整備 が進み、歩行者の安全性が向上。 ・今後は、 主要幹線を適切に維持 するとともに、 国道378号・国道441号は、引き続き改良 を進める。
12			●地域幹線道路	都市軸の整備で、地域間交流・連携軸として示した道路で、市内の各地域を結ぶ主要な道路であり、その整備を促進する。	・地域間交流・連携軸は、宇和・野村・城川・三瓶などの 地域拠点を結ぶ路線は整備済み 。宇和・明浜間や野村・城川の 周辺の幹線 については、 整備中 。

項目		施策	施策の方針(都市マス記載内容の概要)	実際の取組(これまでとこれから) ※各課ヒアリングシートにより把握 ※キーワードとして、成果：青字／課題：赤字／今後の方針：緑字 で表現
				・今後は、 主要幹線を適切に維持 するとともに、 周辺部の幹線整備 を引き続き進める。
13		●地区幹線道路	市街地内の主要な道路であり、宇和、野村、三瓶のそれぞれの市街地の状況に応じて整備を推進する。	・平成24年に 都市計画道路を見直し 。幹線も見直した。整備については、 カラー舗装など高質化 を行った。 ・今後も、 引き続き維持 するほか、 用地の確保が可能な個所から新たに整備 を行なう。
14		●区画道路	それぞれの施設・住宅等にアクセスする道路であり、建物のセットバック等により幅員の確保を図る。	・ 市街地内で、拡幅等を伴う整備 は行わなかった。 市街地拡大に伴う道路整備 は進めている。 ・今後は、 旧宇和病院跡地への道路整備 を進める。また、 市街地拡大や狭隘道路 についての 整備 を進める。 また、 周辺地域 については、 道路の維持 に努める。
15	(イ)JR 卯之町駅 周辺の整備	—	JR 卯之町駅は、本市の広域的な玄関口として位置づけられる駅であり、駅前広場等の整備を推進する。	・現在、 卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業を推進 している。募集要項を公表し、事業者の参加表明を待っている状況。 ・今後、 駅前周辺の整備 を進めていく。
16	(ウ)公共交通網 の確保と充実	—	高齢化が進行している現在、公共交通の確保・充実が交通弱者にとって大きな課題であり、バス路線の確保と充実を図る。 ・宇和島バスの路線確保と充実 ・代替・福祉・通学バス等の運行を含めた新たな交通システムの構築	・平成23年3月に「 西予市地域公共交通総合連携計画 」を策定。公共交通空白地等において、廃止代替バス運行、福祉バスから生活交通バスやデマンド乗合タクシー等への再編、宇和島自動車路線バス幹線までの乗継環境の調整など、 路線の確保と充実 に取り組んだ。 ・今後は、市内拠点と市外拠点を結ぶ鉄道・広域バスの充実が必要である。 西予市東西を横断し、市内外の拠点を連携する公共交通ネットワークの形成 を進める。
17	イ 公園・緑地等の整備	●身近な公園広場の確保・整備	現在都市計画決定されている公園には、住区基幹公園の決定が少ないことから、住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園等)の整備を含めた身近に利用できる公園・広場の整備を図るとともに、既存の公園・広場の活用を図る。	・平成26年に 都市計画公園を見直し 、整備方針を示し、 宇和運動公園と御旅公園を整備 した。 ・ 身近な公園の整備 は進んでいない。 ・今後は、 駅前を利用した広場整備、旧宇和病院跡地や中町広場(重伝建地区内)を公園広場として整備 する。
18		●肱川の河川敷等を活用した緑地の整備	宇和地区及び野村地区の市街地を流れる肱川は、市街地の環境形成を図るオープンスペースであると共に、市民の憩いの場、レクリエーションの場として位置づけ、その整備を推進する。	・ 未整備 。 ・今後も、河川の水質問題もあり、 整備の予定は無い 。
19		●海浜部の整備	三瓶地区から明浜地区の海岸・海浜は、地域住民の日常の憩いの場であり、レクリエーションの場でもある。海岸・海浜の保全整備、海域の環境保全と一体となって、必要な公園施設等の整備を推進する。	・ 明浜シーサイドサンパークや三瓶海の駅 などを 整備 。憩い・レクリエーションの場として利用されている。また、 ジオパーク認定 により、須崎海岸など自然を活かした場も作られている。 ・今後も、 ジオパークと連携した海岸部の整備 を行なうが、 ソフトを重視した整備 とする予定。
20		●緑の基本計画の作成	本市の緑地整備の基本指針となる「緑の基本計画」の作成を推進する。	・平成25年に 計画策定済み 。 ・今後、 緑の基本計画に基づき、公園整備 を進める。
21	ウ 下水道等及び河川の整備	●公共下水道整備の推進	宇和地区、野村地区において公共下水道事業が進められており、その整備を推進する。三瓶地区については、公共下水道事業の導入を検討する。	・ 野村地区 においては 整備がほぼ完了 。現在、 宇和地区を整備中 。 ・今後、 宇和地区において汚水処理の整備 を進めていく。
22		●集落排水整備事業の整備	公共下水道の対象となっていない農村集落や漁村集落においても、住環境の改善と公共用水域の保全を図るため、集落排水整備事業が行われており、整備の一層の推進を図る。	・ 宇和地区で7箇所、野村地区で3箇所 の 農業集落排水整備事業が完了 。 ・ 他の農業集落排水整備事業及び漁業集落排水施設整備事業 は、地元同意も無く、 事業が進んでいない 。 ・一方、 小型合併浄化槽の設置 が増加傾向。 ・今後、 浄化槽設置整備補助金の活用により浄化槽整備 を進めていく。
23		●肱川水系の整備	肱川は、臨海部を除き、本市の大半の地域をその流域とする河川であり、また、宇和地区、野村地区の市街地を流れる河川であることから、河川改修等の治水対策を促進すると共に、市街地においては、憩いの場、レクリエーションの場として親水空間の整備を図る。	・ 宇和地区で河川改修 を行い、治水対策を進めている。 親水空間は未整備 。 ・今後は、引き続き 河川改修により治水対策 を進める。
24		●谷道川、朝立川等の臨海側河川の整備	三瓶地区と明浜地区は、宇和海に直接流出する河川の水系となっている。これらの河川は、満潮時と洪水が重なったときに、排水できない状況となり、内水氾濫等を引き起こす河川も見られている。そのため、下水道整備とあわせて、河川の改修と配水施設整備等により、総合的な治水対策を推進する。	・旧町時代から整備を進めてきた 野村地区・宇和地区の下水道整備 を進めてきたが、 三瓶地区では下水道整備 が進んでいない。 ・ 河川整備 は進んでおらず、 予定もない 。 谷道川・朝立川 は、県により、 土砂の浚渫 が行われている。 ・今後、 三瓶地区 において、 汚水公共下水道整備を廃止 し、代わりに、 雨水公共下水道の整備 により治水対策を推進する。また、 谷道川・朝立川の浚渫 を継続し、 河川断面(流量)を確保 する。
25	エ 公共公益施設の整備	●市本庁舎の建設	本庁舎については、新たな庁舎建設を検討中であるが、市街地形成の拠点施設と位置づけられることから、住民の合意を得ながら、建設位置等を設定する。また、各総合支所との連携・機能分担の確立に努め、住民サービスの確保・充実を図る。	・ 本庁舎建設済み 。

項目		施策	施策の方針(都市マス記載内容の概要)	実際の取組(これまでとこれから) ※各課ヒアリングシートにより把握 ※キーワードとして、成果：青字／課題：赤字／今後の方針：緑字 で表現
26		●学校教育施設	学校教育施設については、老朽化や耐震性の課題を有する施設が多くあることから、計画的な整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の耐震性:平成 29 年 4 月で耐震化率 100%(耐震化工事の実施や小学校統廃合による)。 今後も、老朽化した学校施設を改修し、安心・安全な学校環境の整備を図る。
27		●社会福祉施設	三瓶地区には、特別養護老人ホームがなく、市全域での高齢者福祉の推進に支障があることから、その整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 4 月から、社会福祉法人 西予総合福祉会が特別養護老人ホーム“皆楽園”を設置し、運営している。
28		●保健医療施設	宇和病院については、立地場所を含め、改築・整備を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 9 月 21 日、西予市宇和町永長 147 番地 1 先に、西予市民病院として開院している。
都市整備の方針 (3)人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成)				
29	ア 市街地における良好な居住環境の形成	●宇和市街地の居住環境整備の推進	宇和地区の市街地は、歴史的町並みと一体的に形成されている。この区域の整備については、歴史的町並みの保全・整備をベースとして、道路の整備、商店街の活性化等を推進し、良好な居住環境形成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 伝建地区では、排水性舗装及び水路等の修景を行った。商店街では、道路のカラー舗装を行った。 また、地域住民の町並み保存への意識向上を図るとともに、地区内の修理修景への補助事業を実施してきた。 しかし、区域全体での道路整備、商店街の活性化などは進んでいない。 今後、水路や道路(カラー舗装)の維持を図るとともに、寿命後の再整備も検討する。 今後も、卯之町の町並み保存事業を進め、歴史的な町並み景観づくりを図る。また、卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業、西予市商店街空洞化対策事業等で商店街の活性化・整備を進める。
30		●宇和市街地の居住環境整備の推進	国道 56 号と主要地方道宇和野村線の交差する区域において、大規模小売店舗等の集客力の高い施設が集積し、商業業務拠点となっており、この区域における商業業務機能の集積拡大・整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 商業や交流機能の充実化に向けて、平成 28 年に JR 卯之町駅周辺の用途地域を見直した。 この区域には、閉店した店舗も多いが、コンビニ・美容室などが新たに出店し、既存店舗の大型化も進んだ。 今後も、商業業務機能の集積を促進する。
31		●野村市街地の居住環境整備の推進	野村地区の市街地は、野村地区や城川地区などの生活拠点として、まとまった商店街が形成されている地域である。商店街は、一部の店舗が閉鎖しているが、多くの店舗が営業しており、地域の生活拠点としての役割を果たしている。一方、商店街が形成されている表通りから中に入ると、十分なアクセス道路をもたない、密集した住宅地が形成されており、その整備が課題となっている。そのため、商店街の活性化等と一体となって、区画道路の確保・整備、老朽住宅の改修・更新などを推進し、総合的な居住環境整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 区画道路は未整備。ソフト対策として、軽トラ市等を利用し商店街中心部に人を集めている。 老朽住宅対策については、一部取り壊しによる空き地化が増加。しかし、更新は少ない。 今後は、空き家・空き地対策を進める。
32		●三瓶市街地の居住環境整備の整備	三瓶地区の市街地は、三瓶港の後背地に位置しており、商店街とその周辺地域は密集市街地となっている。商店街は、多くの店舗が閉鎖し、その活性化が課題である。住宅地は、道路が狭小であることなど、防災上の課題がある。そのため、商店街の活性化を推進すると共に、区画道路の確保・整備、老朽住宅の改修・更新などを推進し、総合的な居住環境整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 区画道路の整備や老朽住宅の更新等、市街地や商店街のハード整備は進んでいない。 今後は、区画道路の整備、老朽住宅の対策について総合的な整備を進める。また、銀天街については、商工会等と連携し、連携アーケードの撤去に合わせて、舗装工事(銀天街のインターロッキングの通常舗装化)、老朽水道管の布設更新、街灯等の景観整備を進める。 平成 23 年度から始まった交付金事業(手上げ型)により、住民自治の強化に努めている。防災・減災、商店街の活性化等、住民主体の取組を促進している。 今後も、手上げ型交付金等を推進して、住民主体の地域活性化を進める。
33		●土砂災害防止施設等の整備	保安林、砂防指定地、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域・箇所など、土砂災害の危険箇所等については、開発の抑制と共に、必要な土砂災害防止施設の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊対策事業、がけ崩れ防災対策事業、集落・避難路保全斜面地震対策事業により、土砂災害に関する対策が進んだ。 自主防災組織による避難訓練等に、防災訓練の支援を実施。また、危険区域について、防災マップの全戸配布やホームページへの掲載による周知を実施。 今後は、ハード対策も計画するが、ソフト対策を優先させたい。 今後、防災訓練を支援する。また、新たな総合防災マップの全戸配布、ホームページ上でハザードマップを公開するなど周知を図っていく。
34	イ 災害に強い環境整備	●防潮施設の整備	高潮等による臨海部での浸水防止を図るために、河川整備と一体となった施設の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 港湾施設の高潮対策は進んでいない。 漁港施設の整備は、順次進めている。 今後、港湾施設の周辺は、河川対策よりも、下水による対策を検討する。
35		●住宅密集地における防災性能の向上	宇和地区、野村地区、三瓶地区の市街地には、住宅の密集する地区があり、これらの地区においては、区画道路の確保・整備と、建築物の耐震・耐火構造化による防災機能の向上に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 区画道路は未整備。 住宅耐震化については、耐震補助等で推進。老朽空き家対策は、空き家除去補助で推進。 今後も、ソフト対策を中心に進める。また、重伝建地区では、防災計画を策定し、防火対策を図る。

項目		施策	施策の方針(都市マス記載内容の概要)	実際の取組(これまでとこれから) ※各課ヒアリングシートにより把握 ※キーワードとして、成果：青字／課題：赤字／今後の方針：緑字 で表現	
36		●住宅密集地における防災性能の向上	三瓶地区、明浜地区の漁村集落についても、住宅密集地区が多く分布しており、区画道路の確保・整備と、建築物の耐震・耐火構造化による防災機能の向上に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 区画道路は未整備。 住宅耐震化については、耐震補助等で推進。老朽空き家対策は、空き家除去補助で推進。 今後、津波避難対策と連携し、避難路と兼用の区画道路を整備する。なお、ソフト対策を重点的に進める。 	
37		●防災空間の充実	自然災害の防止については、防災施設の整備と災害時における避難体制の確立が重要であり、地域防災計画に沿って、自主防災組織の確立とともに、避難路、避難場所等の整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した防災行政無線を再整備しているところ。 自主防災組織の結成率は100%となった。自主防災組織が設定した津波緊急避難場所の簡易整備を進めている。また、自主防災組織が実施する簡易な整備への補助を実施している。 今後も、防災行政無線の再整備を進める。また、自主防災組織への支援を行う。 	
38	ウ 自然と調和した都市景観形成	(ア)景観行政団体の指定と景観計画の作成	景観法に基づく景観行政団体の指定を受け、景観計画の作成に取り組むものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年に景観条例を制定。城川町田穂地区の景観計画を策定。 今後、卯之町、明浜町刈浜(段々畑)において、景観計画を策定する。 	
39		●伝統的町並みと調和した市街地景観形成の推進—宇和地区	宇和地区の市街地景観形成は、卯之町地区の歴史的・伝統的な町並みの保全・整備をベースとして、国道沿道等の商業施設等においても歴史的・伝統的町並み景観に調和したデザイン等の普及に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 新築・改修の住宅について、一部、卯之町の景観を意識した意匠の住宅が見られる。 市としては、第2駐車場の景観整備を行った。 今後、景観計画を策定し、景観に調和した建築を促進する。 	
40		●商店街の活性化と修景による市街地景観形成の推進—野村地区	野村地区の市街地景観形成は、市街地内の道路沿いに伸びる商店街の活性化を中心に据え、各商店が共通のデザイン要素を取り込んだ修景などを進めることにより、まとまりのある市街地景観形成を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 商店街のカラー舗装を実施。また、乙亥会館にインキュベーションオフィスを整備し、一部の事業者の移動販売などに繋がった。 経営者の高齢化や後継者不足により、共通デザインによる修景等は進んでいない。一方、国道441号沿いには、店舗数的には少ないが新店舗が出店営業されている。 今後も、乙亥会館インキュベーションオフィスの運営を継続する。また、商業協同組合と連携しながら、国道441号沿いの新店舗を中心に、市街地景観形成の推進を図る。 	
41		(イ)魅力ある市街地景観の形成	●商店街の再生と港湾区域の活用による市街地景観形成の推進—三瓶地区	三瓶地区の市街地景観形成は、三瓶港とその周辺の商業地域の整備が基本となるもので、港湾という地域特性を活かした景観形成を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成は進んでいない。空き店舗は増加した(これまでの考え方では商店街の再生は困難)。 今後は、三瓶銀天街アーケード撤去後の景観形成について、住民・商工会や銀天街振興会と協働して検討し、進めていく必要がある。
42		●農山漁村集落における景観形成	市街地以外の農山漁村集落においては、まとまった住宅地区と周辺の農地およびこれらを取り囲む山地や海域という構成であり、良好な景観が形成されている。これらの景観を保全すると共に、景観に調和した居住環境の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 農地については、西予農業振興地域整備計画書に基づき、優良農地の確保・適正な管理に努めている。また、平成27年に景観条例を制定、城川町田穂地区景観計画により段々畑の景観を保全している。 今後も、優良農地を維持・確保する。また、耕作放棄地の発生抑制のため、農地の保全管理を行う。さらに、狩浜の段々畑等にも景観計画を策定する。 森林については、自助努力では整備できない森林に対し、公的な森林整備において支援を行い、景観の保全を行っている。 今後も、多様な樹種・林層からなる森林の育成を図る。 また、今後は、ジオパーク周辺に関する景観保全策も検討する。 なお、中山間地域等における人口減少が、景観を維持できない要因である。このため、今後は、農山漁村地域の暮らしの豊かさを実感できる仕組みの構築を図るとともに、移住定住施策を推進し、人口維持に努め、移住者と共に景観維持を図る。 	
43	(ウ)自然的景観の保全整備	●景観の骨格となる山地等の保全整備	本市の景観の骨格となる自然的環境(山地、河川・水面、田園、海浜・海域)の保全整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 宇和地域では、宇和地域づくり団体による田園ロマンの里づくり推進事業により、田園や池沼など豊かな自然的景観を維持している。また、特別天然記念物(国)のナベヅル、コウノトリの保護を目的に、指定の水田に冬季灌水を実施し餌場の確保をしている。 また、西予市全域が日本ジオパークに認定され、自然的景観の保全整備はある程度進んでいる。 平成27年に景観条例を制定、城川町田穂地区景観計画により段々畑の景観を保全している。 今後も、田園ロマンの里づくり等の活動を継続し、自然的環境の保全を図る。また、狩浜の段々畑等にも景観計画を策定する。 山林においては、適期適伐の間伐の推進、また、適期を迎えた森林の主伐更新を図り森林資源の平準化を図る。 また、今後は、ジオパーク周辺に関する景観保全策も検討する。 	

項目		施策	施策の方針(都市マス記載内容の概要)	実際の取組(これまでとこれから) ※各課ヒアリングシートにより把握 ※キーワードとして、 成果 ：青字／ 課題 ：赤字／ 今後の方針 ：緑字 で表現
44		●柑橘園の保全・育成	臨海部の傾斜地を中心に分布している柑橘園は、本市を含む南予地方全体の特徴的な景観であり、柑橘園としての維持管理がなされることが土砂災害の防止にもなっていることから、これらの柑橘園の保全・育成に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 柑橘園の保全のため、南予用水施設の機能診断を行い、施設の長寿命化に取り組んでいる。 今後、機能診断結果を用いて、事業計画書を作成し、国庫補助事業を活用して施設の老朽化対策工事を実施する。 また、新規青年就農給付金事業により、後継者・担い手の確保を図っている。しかし、条件不利地においては、管理困難な園地が点在している。 今後は、中山間地域等直接支払制度事業・農村環境保全向上支援事業等を軸に、石積みや段々畑、園地の保全・育成を図る。 平成 27 年に景観条例を制定、城川町田穂地区景観計画により段々畑の景観を保全している。 今後は、狩浜の段々畑等にも景観計画を策定する。また、ジオパーク周辺に関する景観保全策も検討する。
45		●里山の保全・育成	市街地及び集落の背後に位置する里山は、環境面では緑豊かで多様な生物の生息する自然環境を提供し、景観面では、市街地・集落を取り囲む緑の空間として重要な役割を持っている。そのため、里山の保全・育成を図るものとし、間伐等の適切な管理の推進、レクリエーション的な利用の推進に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 里山の荒廃により、集落と山林の境界が希薄になり、有害鳥獣の被害が深刻化している。 今後は、里山に広がってきた竹林等を整備し、住みよい環境整備を行う。
46	エ 人にやさしいバリアフリーのまちづくり	●公共公益施設等におけるバリアフリー化の推進	平成 18 年に施行された「バリアフリー新法」は、市町村が定める重点整備地区において、旅客施設・建築物等及びこれらとの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めるものであり、本市においても、この法律に沿った施設の整備と道路の整備・確保に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 法施行以後に整備された高齢者福祉施設に関しては、バリアフリー化が完了している。また、新庁舎をはじめ、公共施設等の新築・改築が行われており、高齢者や障がい者に配慮し、バリアフリー化がされている。 今後は、高齢者が使用する公共、公益的施設の改修等に当たって、バリアフリー化が図られるよう啓発していく。また、新たな道路を整備する際は、歩道整備等のバリアフリー化を検討する。
47		●主要な道路における歩道設置等の推進	バリアフリー新法に対応する重点整備地区以外においても、主要な道路については歩道設置等を推進し、歩行者の安全な通行の確保に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 主要な道路の歩道整備は進められている。 今後も歩道設置等について検討し、歩行者の安全な通行の確保に努める。
48		●ユニバーサルデザインに配慮した整備	施設の新設、改修等においては、ユニバーサルデザインに配慮した整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の募集要項に「ユニバーサルデザインに配慮した整備」を記載。 今後、卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業では、ユニバーサルデザインに配慮して整備する。また、市街地整備事業において、ユニバーサルデザインに配慮しながら整備を進める。
49	オ 水と緑のネットワーク形成	●軸の形成	内陸部の宇和地区、野村地区、城川地区については、肱川沿いの水辺のネットワーク形成を推進するものとし、河川沿いの遊歩道等の整備と、河川環境の保全を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 肱川沿い全ての水辺のネットワーク作りには至っていない。 宇和地域では、住民による河川清掃等も無い(水質が悪く、市街地で親水を行う事は難しい)。 野村地域では、遊歩道が整備されている。また、河川環境保全活動(ヨシ刈りや河川清掃)を毎年実施している。 城川地域では、河川水辺整備箇所の遊歩道等の草刈等維持、河川内の堆積土の除去を実施。環境保全に努めている。 今後は、宇和地域では、肱川源流や観音水を活かした親水環境を整備したい。 今後も、河川環境保全活動を継続していく。
50		●軸の形成	臨海部の三瓶地区、明浜地区については、海浜部と国道 378 号を軸とする遊歩道等の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 遊歩道の整備は進んでいない。 今後、四国西予ジオパークの推進も含めて、国道 378 号に沿った海浜部の遊歩道整備を進める。 ※国道 378 においては、遊歩道の整備よりも幅員の狭い箇所の改良・通学路部分の歩道設置を優先したい(県への要望)。
51		●軸の形成	臨海部と内陸部のネットワーク形成には、地域間の主要な道路によるものとし、歩道等の確保、沿道の緑地保全等を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 地域間の主要な道路である県道宇和明浜線の野福峠は、桜を植林し、緑地形成により整備している。 今後も、整備を行う。
52		●拠点の形成	肱川沿いについては、宇和市街地、野村市街地に親水空間の整備を推進すると共に、野村ダム、鹿野川ダムのダム湖を活用した親水空間の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 宇和地域／肱川沿い／ダム湖周辺における親水空間の整備には至ってない。 今後、自然と共に生きていくための研究を進める予定はない。 ※野村支所では「研究を進める」との回答
53		●拠点の形成	臨海部については、三瓶港の海の駅、明浜町高山大早津地区の「あけはまシーサイドサンパーク」の拠点形成を推進すると共に、海浜等で観光レクリエーションの拠点となる地区に拠点整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 三瓶地域では、三瓶海の駅・みかめ本館・朝立会館など、ジオポイントを軸に拠点が整備されつつある。 今後、海の駅に隣接する港湾緑地公園については、継続して維持管理・整備を図る。 明浜地域では、あけはまシーサイドサンパーク周辺施設の整備は完了している。 今後、老朽施設の修繕や改築などを計画的に実施する。また、時代のニーズに合わせた拠点整備を推進する。

(2) 地域別構想

項目		施策	施策の方針(都市マス記載内容の概要)	実際の取組(これまでとこれから) ※各課ヒアリングシートにより把握 ※キーワードとして、成果：青字／課題：赤字／今後の方針：緑字 で表現	
1 オレンジ・海洋ゾーン(旧三瓶町・旧明浜町)					
1) 地域整備の方向					
54 55 56 57 58	(2) 土地利用 区域と整備 方針	ア 三瓶市街地 地区	—	三瓶都市計画区域の用途地域が設定されている区域で、三瓶地区の地域拠点として、商業・サービス業、公共公益施設等の都市機能集積が見られる地区であり、この地区については、都市機能集積の充実・整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した三瓶支所を、保健センターに移設した。 ・H28年、店舗跡地にセイムズストアが開店。商店街以外の空洞感は概ね解消した。しかし、近隣商店(商店街)の充実・整備は図られていない。 ・今後、銀天街については、商工会等と連携し、連携アーケードの撤去に合わせて、舗装工事(銀天街のインターロッキングの通常舗装化)、老朽水道管の布設更新、街灯等の景観整備を進める。
		イ 集落居住 地区	—	明浜町高山地区、俵津地区については、地域の生活拠点として、公共公益機能等の充実・整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・高山地区は明浜支所機能として位置づけ。支所機能としては、道路整備も含めた住民サービスの向上、充実を図るための計画を策定中。 ・俵津地区は、明浜小学校があり、明浜地域の生活拠点として整備されている。 ・今後、策定している計画を推進するとともに、ハード面では、明浜支所の移築も含め、高山地区・俵津地区に集約していく。ソフト面においては、旧小学校区をエリアにコミュニティの形成を図り、その中で小学校の跡地利用や公民館の充実等を検討する。
		ウ 農用地 区域	—	この区域の農用地は、傾斜地に大きく広がる柑橘園が中心であり、「オレンジ・海洋ゾーン」の代表的な土地利用である。 農業振興と一体となった農用地の保全を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・優良農地の確保・適正な管理に努めながら、農地の効率的利用及び生産性向上を図るため、地域に合った集落営農、農地流動化を図っている。 ・農業生産を拡大するため、農業経営規模の拡大、組織経営体や担い手育成に努めている。 ・今後も、引き続き優良農地の確保・管理、生産性向上、集落営農や農地流動化、農業生産の拡大、担い手の育成などに努める。
		エ 森林区域	—	森林は、傾余地に広がる柑橘園の上部の尾根線一帯に分布している。土砂災害防止の機能とともに、緑豊かな環境を形成するものとしてその保全を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐を行い、光を山林に入れることで、下層木等の成長を促し、土砂災害防止機能を増進している。 ・今後は、路網整備による森林整備を推進する。
		オ 海浜・海岸 ・海洋区域	—	海浜・海岸部は、2つの自然海浜保全地区を含む区域であり、海浜・海岸の環境保全、公共用水域における水質保全とともに、海浜・海岸部における観光レクリエーション施設の整備等を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・大早津海水浴場では、海の実行委員会が組織され、カヤック教室などアウトドアイベントにより交流人口の拡大が図られている。 ・三瓶の海水浴場は、水道工事に莫大な予算が必要なため、整備できていない。 ・今後、明浜町では継続してマリンスポーツで誘客を図り、施設整備を充実させる。三瓶町では“いかだ集会”が開催されており、海を活用したレクリエーションの充実を図る。
2) 三瓶市街地地区整備の方向					
59 60 61 62	(4)土地利用 の方針	ア 三瓶センター 地区の整備	●拠点とシンボル軸の 形成	三瓶港の「海の駅潮彩館」と三瓶文化会館一帯を拠点として、この拠点を結ぶ道路を整備し、沿道商店街の整備、公共公益施設等の充実・整備を図り、センター地区のシンボル軸を形成する。 ・シンボルとなる道路整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 378 号の整備は継続的に実施されているが、幅員が狭小な箇所も多く残っている。また商店街のカラー舗装は、通行量が多く損傷が大きいのが、整備が遅れている。 ・今後も国道 378 号の整備を要望・実施し、シンボル軸の形成を図る。また、商店街カラー舗装は、コスト高で耐久性に乏しい。関係機関の意見を聴取した上で通常アスファルト舗装補修を図る。
			●三瓶文化会館一帯 一生活拠点機能の 充実・整備	三瓶文化会館一帯の地域については、教育文化、保健医療、行政サービス等の拠点機能の充実・整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・朝立会館が新設され、市道朝立 55 号線と同 56 号線を結ぶ区間を同 64 号線として市道認定した。 ・今後、未舗装の同64号線を舗装改良し、利用者の安全性と利便性の向上を図る。
			●海の駅潮彩館の整 備・充実	観光レクリエーションの拠点としての整備を推進するとともに、港湾機能との連携・活用を図ることにより、海洋への拠点形成を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・全国海の駅ネットワークに正式加盟し、海からの来訪者の受け入れが可能となった。市内外に情報発信・情報共有できる態勢とした。 ・今後、計画的に施設の改修を行い、来訪者のイメージアップを図る。
			●銀天街、大街道の 商店街の活性化	シンボル軸上に位置する商店街の再生・活性化を図る。 ・銀天街の空店舗対策の推進、アーケードの整備 ・大街道商店街の活性化 ・駐車場対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・アーケードは、銀天街振興会では撤去の方向で固まりつつあり、その時期が検討されている。駐車場は、旧三瓶総合支所跡地が駐車場として整備され、利便性が向上した。 ・今後、アーケード撤去については、銀天街振興会及び商工会と連携し、空洞感を感じさせない景観形成を図る。

項目		施策	施策の方針(都市マス記載内容の概要)	実際の取組(これまでとこれから) ※各課ヒアリングシートにより把握 ※キーワードとして、成果：青字／課題：赤字／今後の方針：緑字 で表現
63	イ 住宅地	●都市基盤の整備	・地区幹線、区画道路の整備 ・細街路の道路幅員の確保 ・商店街景観形成のためのデザインマニュアルの作成と普及	・財政等の問題により、 区画道路等の整備 は進んでいない。 ・今後、 老朽水道管の更新 に合わせ、 計画的に道路整備 を図る。
64		●低層住宅地、中低層住宅地の良好な居住環境形成	朝立川の右岸山麓沿い、谷道川の右岸に分布する低層住宅地、中低層住宅地については、良好な居住環境整備を図る。 ・地区幹線道路となる都市計画道路の整備 ・区画道路の道路幅員の確保	・財政等の問題により、朝立川沿い等における 都市計画道路・区画道路等の整備 は進んでいない。 ・地元要望を受けて、 道路沿い水路に石蓋を設置 中。僅かながらも道路幅員を確保している。 ・今後は、 老朽水道管の更新 に併せ、 計画的に道路整備 を図る。また、 水路の石蓋 は、継続して 設置 する。
65		●一般住宅地の良好な居住環境形成	一般住宅地については、一部の住宅密集地について区画道路の確保と住宅密集の解消を図るとともに、良好な居住環境形成を図る。 ・地区幹線となる都市計画道路の整備 ・区画道路の道路幅員の確保 ・住宅密集地の居住環境改善	・財政等の問題により、 区画道路等の整備 は進んでいない。 ・今後、 老朽水道管の更新 に合わせ、 計画的に道路整備 を図る。
66		●企業誘致	主要地方道八幡浜三瓶線・宇和三瓶線沿いの工業地への企業誘致を推進する。	・ 西予宇和 IC 周辺に企業誘致 が進んでいるが、 三瓶方面 には進んでいない。 ・今後、 八幡浜三瓶線、宇和三瓶線沿い にも 企業誘致 を進める。
67	ア 道路交通網の整備方針 (ア)幹線道路	●国道 378 号の整備促進	都市間を結ぶ広域幹線道路として位置づけられる国道 378 号については、その整備を促進する。	・ 居住地域の改良及び整備 は、進展が見られない。 ・今後も、県に対し 早期整備を強く要望 し、計画提示の際には、積極的に協力し整備を図る。
68		●主要地方道八幡浜三瓶線・宇和三瓶線の機能維持	都市間、地域間を結ぶ道路であり、整備済である。	・ 整備完了 。
69	ア 道路交通網の整備方針 (イ)地区幹線道路、区画道路	●都市計画道路の整備	地区幹線道路となっている都市計画道路については、その見直しを含め、整備を図る。	・平成 24 年度に 都市計画道路の見直し を行った。現在、地元要望により優先度をつけて、随時 道路改良を計画・施工 している。 ・今後、 老朽水道管の更新 とも併せながら、 計画的に整備 を図る。
70		●区画道路の整備	住宅密集地においては、住宅の改築時等における建物のセットバック等により道路幅員の確保を図る。	・地元要望により優先度をつけて、随時 道路改良を計画・施工 している。 ・今後、 老朽水道管の更新 とも併せながら、 計画的に整備 を図る。
71	イ 公園緑地の整備方針	●三瓶公園の整備	三瓶地区の拠点的な公園である三瓶公園の整備を推進する。	・老朽化による損傷により危険度の高かった 展望台を補修 した。 ・今後、当公園を 拠点公園 として 整備する予定は無い 。
72		●身近な公園広場の整備	市街地の北側及び南側での身近な公園広場の整備を図る。	・ 中央児童公園・港湾緑地公園 は、子供連れには身近な公園として利用者は多く、 維持管理 に努めている。 ・今後は、この 2つの公園の整備及び維持管理 を重点的に図る。
73		●シンボリックな公園整備の検討	センター地区一帯で、三瓶市街地地区のシンボリックな公園整備を検討する。	・公園整備は、 現在まで検討されていない 。 ・今後も、 公園の新設は不要 。「 身近な公園整備 」の施策で対応する。
74	ウ 下水道、河川の整備	●公共下水道の整備の推進	公共下水道区域の設定・整備を検討する。	・汚水公共下水道よりも 雨水公共下水道 を希望されている。 三瓶地区雨水排水対策基本計画 を策定した。 ・今後、雨水処理に特化した 雨水公共下水道事業 として、 安土及び津布理日吉崎地区の整備 を図る。
75		●朝立川、谷道川の河川整備の促進	市街地内を流れる河川であり、未改修区間の整備、堆砂等の浸深を図るとともに、必要に応じて 防潮施設 の整備を検討する。	・ 防潮施設の整備実績・予定は無い 。 ・県に要望し、 河川浚渫 が実施されている。しかし、近年多発する豪雨により、 不十分な箇所が点在 。 ・今後も、継続して 堆積物の浚渫 を県に 要望 する。

項目		施策	施策の方針(都市マス記載内容の概要)	実際の取組(これまでとこれから) ※各課ヒアリングシートにより把握 ※キーワードとして、成果：青字/課題：赤字/今後の方針：緑字 で表現	
2 みのもりたまちの交流ゾーン(旧宇和町・旧野村町の西部)					
1) 地域整備の方向					
76	ア 宇和市街地 地区	—	宇和地区の市街地は本市の拠点地域として、南予地方の拠点地区にふさわしいまちづくりを推進するものとし、宇和市街地の特性である歴史的町並みの保全・整備、商店街の活性化の推進、商業・業務機能の集積拡大、公共公益施設の充実など、都市機能の整備・充実に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年に卯之町が重伝建地区に選定。また、公共公益施設を新築。平成27年には、原子力災害の拠点となるオフサイトセンターを誘致。 しかし、商店街の活性化の推進、商業・業務機能の集積拡大、ともにできていない。 今後、都市機能誘導地域を設定し、引き続き公共公益施設の集約を図る。 また、商店街の活性化・商業・業務機能の集積拡大については、卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業、西予市商店街空洞化対策事業等と連携して進める。 	
77		—	新たな人口流入、広域的な拠点機能の誘導などに対応した新市街地の形成を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 現在、用地地域内は空家・空き地が多くなる一方、人口流入は少ないが、拠点機能の誘導は図られている。 今後、居住誘導を進める事で、人口を流入させ都市機能を維持していく。 	
78		イ 野村市街地 地区	—	野村地区の市街地は、旧野村町及び旧城川町の生活拠点として位置づけられ、乙亥の里を核として商店街の活性化を図りながら、行政サービス、商業、保健医療等の機能充実に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 乙亥会館の近隣には保健福祉センター、商店街やスーパー、野村支所、JA や銀行などがある。百姓百品直売所やテナントの店舗も順調に営業している。また、野村小学校に隣接して、教育複合施設「ゆめちゃんこ」を整備した。 ハード整備については、乙亥会館周辺道路整備、商店街の排水性カラー舗装及びポケットパークの整備を実施した。 ソフト対策については、軽トラ市や夏場の夜市等のイベントも相まって活性化が図られている。 利便性や生活の拠点としての役割はあるが、人口減少と高齢化に伴い機能充実には至っていない。 今後、野村支所の建替工事、老朽化している乙亥の里の修繕等と合わせて、各主要施設の集約を図り、行政・商業・福祉の充実に努める。
79	(2)土地利用 区域と整備 方針	ウ 沿道地区	—	宇和地区の国道56号沿道及び主要地方道宇和野村線沿道については、都市計画用途地域外の区域においても沿道型の商業・業務施設の立地が見られている。 市街地における都市機能の集積拡大とともに、この傾向はさらに続くと考えられることから、この地区における用途地域の設定と土地利用の規制・誘導を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域の変更について、市街地の集約化に関連し、平成27年に変更を行った。 現在、市街地の郊外化に伴い、上松葉地区・坂戸地区の用途指定について、検討を行っている。 今後も、引き続き検討を進める。
80		エ 流通業務 地区	—	西予宇和インターチェンジ周辺地区については、広域的な交通拠点として位置づけられることから、流通業務機能の需要が高まっていくと想定される。 そのため、流通業務機能の集積を推進するために、流通業務団地等の開発を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> IC付近は、企業等からの需要が多く、伊賀上及び明石において企業誘致を進めるため、用途地域の検討を進めている。 今後も、引き続き検討を進める。
81	オ 農林業振興 区域	●農用地の保全整備	宇和市街地の周辺一帯、野村市街地の周辺には、優良な農地が分布し、その多くは圃場整備等の基盤整備が完了している。 農用地は、本市の基幹産業である農業の基盤であるとともに、自然的な環境の一環としても重要であり、農地の保全を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 優良農地の確保・適正な管理に努めながら、農地の効率的利用及び生産性向上を図るため、地域に合った集落営農、農地流動化を図っている。 農業生産を拡大するため、農業経営規模の拡大、組織経営体や担い手育成に努めている。 今後も、引き続き優良農地の確保・管理、生産性向上、集落営農や農地流動化、農業生産の拡大、担い手の育成などに努める。 	
82		●農村集落における 田園的な環境の保 全整備	宇和地区及び野村地区の盆地状の地域には、広がりのある農地と一体となった良好な田園環境を有する農村集落が形成されており、田園的な環境の保全を基本として、生活道路、集落排水施設、農村公園広場等の居住環境整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 宇和地区で7箇所、野村地区で3箇所の農業集落排水整備事業が完了。 他の農業集落排水整備事業及び漁業集落排水施設整備事業は、地元同意も無く、事業が進んでいない。 一方、小型合併浄化槽の設置が増加傾向。 今後、浄化槽設置整備補助金の活用により浄化槽整備を進めていく。 	
83		●山間・中山間集落に おける居住環境整 備	宇和地区及び野村地区の山間・中山間地域には、山腹の急傾斜地に立地する集落が立地しており、道路の確保、土砂災害防止施設の整備など、集落の居住環境整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地や土砂災害に対する対策事業を進めてきた。 自主防災組織による避難訓練等に、防災訓練の支援を実施。また、危険区域について、防災マップの全戸配布やホームページへの掲載による周知を実施。 	

項目		施策	施策の方針(都市マス記載内容の概要)	実際の取組(これまでとこれから) ※各課ヒアリングシートにより把握 ※キーワードとして、成果：青字／課題：赤字／今後の方針：緑字 で表現	
				<ul style="list-style-type: none"> 今後も、対策事業を進める。 今後も、防災訓練を支援する。また、新たな総合防災マップの全戸配布、ホームページ上でハザードマップを公開するなど周知を図っていく。 	
84		カ 森林区域	—	<ul style="list-style-type: none"> 森林の持つ多面的機能の増進を図るため、路網整備及び森林整備を行っている。 今後は、森林の多面的機能の持続的発揮、環境教育やレクリエーションなどへの活用、バイオマスタウン構想(間伐材や林地残材などバイオマスの利活用)など、森林の総合的維持増進を図る。 	
85		キ 河川・水辺区域	—	<ul style="list-style-type: none"> 親水空間整備は、進んでいない。 今後、水質や利用形態により活用方法を検討し、最小限の整備を行なう。 	
86	—		<ul style="list-style-type: none"> 野村ダム周辺については遊の里やダム公園などの整備がなされており、観光レクリエーション活動における活用を推進する。 朝霧湖マラソン、サイクリング等でダム周辺を活用。 野村ダムのロッジ利用客は約 370 人/年ほどあり、遊歩道の維持管理も実施している。 今後もイベントでダム周辺を活用する。また隣接している「ほわいとファーム」と連携した事業を展開し、相乗効果を図る。 また、今後も現在の施設等の維持管理に努め、観光レクリエーションの拠点となるよう活用を推進する。 		
2) 宇和市街地地区整備の方向					
87	(4)土地利用の方針	ア 歴史的町並み地区の整備	●伝統的建造物群保存地区の指定	卯之町中町通り一帯に広がる歴史的町並みについては、伝統的建造物群保存地区を指定する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年制定済み。
88			●建築物等に対するデザインマニュアルの作成と普及	伝統的建造物の保全と一体となって、伝統的建造物以外の建造物、工作物においても歴史的町並みとの調和を図るよう、デザインマニュアルを作成し、その普及に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画の策定を検討したが、住民の理解が得られていない。 今後も、引き続き計画策定を進める。
89			●防災対策の充実	歴史的町並みを形成している地区は、幅員の狭い道路が多く、災害時の安全確保等が重要であることから、自主防災組織等の防災体制の確立と防災施設・設備の充実に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 市、自主防災組織、消防団・消防署による防火訓練など継続的に実施している。 今後は、「卯之町重要伝統的建造物群保存地区防災計画」の策定を進める。
90		イ 中心市街地の整備	●商店街の活性化	卯之町三丁目を中心に、商店街通り沿いには多くの商業施設が集積し、本市の中心市街地が形成されている。空店舗・空地対策、イベントの開催など、商店街の活性化方策を積極的に推進するとともに、植木や花卉による緑化推進、共通するデザインアイテムの導入など、親しみやすい景観形成を推進する。 商店街の区域は、住宅地の区域でもあることから、区画道路の整備等、居住環境整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度に空き家調査を実施、危険空き家/利活用空き家を把握した。利活用物件で可能なものはHPに掲載するなど、今後の利活用が図られるよう推進している。 また、平成 23 年度からはじまった手挙げ型交付金事業により、住民主体の地域づくりを推進している。 商店街の活性化、親しみやすい景観形成、区画道路の拡幅等はできていないが、カラー舗装による高品質化を行った。 今後、卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業、西予市商店街空洞化対策事業等でハード対策を推進する。また、駅前及び庁舎周辺において整備(高質舗装などの空間整備)を予定。 また、今後、商店街にも空き家を活用したサテライトオフィス進出など含め、町並みの魅力化を図る。地域づくりへの支援を継続する。
91			●国道 56 号沿道の環境形成	国道 56 号沿道は、沿道型のコンビニエンスストアや飲食店、事業所と住宅の混在する地区となっている。 住商混在地として、商業・業務施設においては、敷地の緑化やゆとりのある土地利用によって、良好な沿道環境の形成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 開発許可等で緑地の設置をお願いしたいが、開発申請が無く指導が出来ていない。 宇和中学校等公共施設の塀などは、景観等を意識して整備を行なっている。 今後も、引き続き、景観の向上に努めたい。
92		ウ 市街化進行地域の環境形成	—	<ul style="list-style-type: none"> 国道 56 号と主要地方道宇和野村線の交差点一帯から西予宇和インターチェンジの取付道路付近一帯にかけての地域は、大型小売店舗や飲食店等の集積が進み、本市における商業業務機能の新たな拠点となりつつある。 この地域については、商業・業務機能の集積拡大を図り、本市の中心市街地の一環として位置づけるものとし、国道 56 号沿道に設定されている近隣商業地域と、主要地方道宇和野村線沿道の設定されている準工業地域に挟まれている第 1 種住居地域については、商業系用途の設定を行うものとする。 平成 23 年に用途地域を変更。 今後も、引続き土地利用の検討を進めたい。 	

項目		施策	施策の方針(都市マス記載内容の概要)	実際の取組(これまでとこれから) ※各課ヒアリングシートにより把握 ※キーワードとして、 成果：青字 ／ 課題：赤字 ／ 今後の方針：緑字 で表現	
93	エ シビックセンターの整備	—	卯之町駅から市役所本庁舎一帯は、公共公益施設が集積するシビックセンターが形成されている。駅と各施設を結ぶ歩道の確保・充実、駐車場・駐輪場の整備などを推進するとともに、バリアフリー化を図る地区として整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度から駅及び駅周辺整備について検討を進めており、平成 28 年度より本格的な整備を行なう。 今後、整備を行い、平成 32 年度整備完了予定。 	
94		●下松葉地区	下松葉地区で肱川の左岸側には、既成市街地との間に幅の狭い農地が分布している。既成市街地(第 1 種低層住居専用地域、第 1 種住居地域)と一体となって、良好な住宅地形成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 現在、用途地域の指定に向けて検討中。 今後、農政との調整が終わり次第、用途地域の指定手続きをおこなう。 	
95		●国道 56 号沿道地区	国道 56 号の上松葉地区から北側の地域で、用途地域外の国道沿道については、沿道型の商業業務施設の立地が進んでいることから、周辺との環境に配慮しながら、市街地の拡大(用途地域の拡大)を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 現在、用途地域の指定に向けて検討中。 今後、農政との調整が終わり次第、用途地域の指定手続きをおこなう。 	
96		●流通業務機能集積を促進する地区	西予宇和インターチェンジの持つ物流を中心とする流通業務機能の活用を図るために、周辺地域(明石地区)において、農業振興との調和を図りながら、必要となる用地の確保と市街地の拡大(用途地域の拡大)を検討する。 また、西予宇和インターチェンジの取付道路(主要地方道宇和明浜線)沿道(伊賀上地区)についても同様に市街地の拡大(用途地域の拡大)を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 現在、用途地域の指定に向けて検討中。 今後、農政との調整が終わり次第、用途地域の指定手続きをおこなう。 	
97		カ 一般住宅地における居住環境整備の推進	—	一般住宅地については、区画道路の確保・整備を中心として、良好な居住環境形成を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 道路改良事業を主に、順次整備を進めている。 今後も、引き続き整備を進める。
98		キ 新市街地形成の検討	—	新たな市街地形成を図る区域については、肱川右岸の地域が検討され、用地需要の検討、都市基盤整備方策の検討などを進める。	<ul style="list-style-type: none"> 肱川右岸についても宅地化が広がり、インフラの整備を進めている。 今後、人口減少を踏まえ、立地適正化計画の中で見直しを図る。
99	(5)施設整備の方針	ア 道路交通網の整備方針 (ア)高速自動車国道	●四国横断自動車道の整備促進	広域的な高速道路網を形成する四国横断自動車道の整備を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 本市において四国横断自動車道は整備済み。 今後、齒長峠(宇和町下川)付近にスマートICを整備する。また、宇和～大洲間の無料化を進めたい。
100		ア 道路交通網の整備方針 (イ)幹線道路	●国道 56 号、主要地方道宇和野村線・宇和三瓶線の機能維持	都市間を結ぶ広域幹線道路として位置づけられる国道 56 号、地域間を結ぶ主要地方道宇和野村線・宇和三瓶線については整備がなされており、機能維持を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 機能維持が図られている。 今後も、引き続き重要な路線として機能維持を図る。
101		ア 道路交通網の整備方針 (イ)幹線道路	●主要地方道宇和明浜線、一般県道宇和高山線の整備促進	宇和地区と明浜地区を結ぶ宇和明浜線、宇和高山線については、地域幹線道路としてその整備を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 整備が進んでいる。 今後も、引き続き整備を進める。
102		ア 道路交通網の整備方針 (イ)幹線道路	●一般県道鳥坂宇和線の整備促進	この沿道一帯は、用途地域外の区域であるが、今後、市街地拡大が検討される区域であり、地域幹線道路となる一般県道鳥坂宇和線については一部未整備の区間があり、その整備を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 未だ未整備区間が一部あり、解消されていない。 今後も、引き続き整備を進める。
103		ア 道路交通網の整備方針 (ウ)地区幹線道路、区画道路	●中心市街地における道路網の見直し	歴史的町並み地区を含む中心市街地の区域については、都市計画道路の見直しを含む道路網計画を作成するものとし、国道 56 号と連携した梯子状の道路網の確保を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度に都市計画道路の見直しを行った。
104		ア 道路交通網の整備方針 (ウ)地区幹線道路、区画道路	●一般住宅地における区画道路の整備	中心市街地以外の区域については、区画道路の整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 区画道路の整備を進めているが、宅地の広がりに追いつかない。 今後も、整備を進めるが、居住誘導区域や幹線を中心に整備する。
105		ア 道路交通網の整備方針 (エ)バリアフリー化の推進	—	JR 卯之町駅及び周辺地域においては、歩道の確保、建物のバリアフリー化など、シビックセンターのバリアフリー化と一体となった整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度から駅及び駅周辺整備について検討を進めており、平成 28 年度より本格的な整備を行なう。 今後、整備を行い、平成 32 年度整備完了予定。
106		ア 道路交通網の	—	中心市街地における国道 56 号のラッシュ時の交通緩和と、通過交通のバイパ	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な進捗はない。

項目		施策	施策の方針(都市マス記載内容の概要)	実際の取組(これまでとこれから) ※各課ヒアリングシートにより把握 ※キーワードとして、 成果：青字 ／ 課題：赤字 ／ 今後の方針：緑字 で表現	
		整備方針 (オ)市街地外周 道路の検討	ス化による沿道環境の向上を図るために、市街地外周道路の整備を検討する。	・今後、 河川沿いの道路の整備 を進め、沿道環境の向上を図る。外周道路の整備については、交通量等を踏まえ検討するが、 河川沿いの道路整備 については、 引き続き行う 。	
107		イ 公園緑地の 整備	●身近に利用できる公園広場の整備	街区公園、近隣公園の配置・整備、河川緑地の整備などを含め、身近に利用できる公園広場を市街地内ないし市街地周辺で確保・整備する。	・ 宇和第2駐車場を緑地化 した。しかし、 身近に利用できる公園広場整備 は進んでいない。 ・今後、 駅前を利用した広場整備、旧宇和病院跡地や中町広場(重伝建地区内)を公園広場として整備 する。
108		ウ 下水道等及び 河川の整備	—	市街地における公共下水道整備を図る。	・現在、 宇和地区において整備 を進めている。 ・今後も、 宇和地区において公共下水道の整備 を進める。
109			—	河川については、市街地の区間における親水空間の確保・整備を促進する。	・ 親水空間の整備 は行っていない。 ・今後、水質等を踏まえ、 整備場所を検討 する必要がある。
110		エ 公共公益施設 等の整備	—	市民の合意形成を図りながら、市庁舎の整備を図るものとする。	・ 新庁舎整備済 、平成 23 年 4 月から供用開始。 ・今後はオフィス環境の改善など、 ソフト対策を充実 していく。
111			—	宇和病院の改築についても、市民の合意形成を図りながら建築計画を進めるものとする。	・平成26年度に、 西予市立西予市民病院として移転新築 された。
3)野村市街地地区整備の方向					
112			●商店街の活性化と 住宅密集地の解消	商店街については、個性ある商店づくりの支援など、個店対策を進めるとともに、植木や花卉による緑化・花いっぱい運動の推進、共通したデザインアイテムの使用など、商店街の市街地景観形成を推進する。商店街の内側に位置する住宅密集地については、建物のセットバックによる道路の確保、建物の防災性能の向上等の推進により、良好な居住環境形成を図る。	・ 商工会員とその家族 が中心の「笑心(えがお)の会」が、店舗前や商店街内の道路沿いにプランターを設置し、 花いっぱい運動に参画 している。 ・個性ある商店づくり支援を含めた 商店街の市街地景観形成、住宅密集地の良好な居住環境整備 については、実績は無い。 ・今後は、関係機関と連携し、 個店対策・良好な居住環境形成を推進し、商店街の活性化と住宅密集地の解消 を図れるように進める。
113		ア 野村センター 地区の整備	●公共施設等の充実・ 整備	野村総合支所、中央公民館、公会堂、図書館等が集中する地区については、シビックセンターにふさわしい敷地・建物の整備に努める。	・ 野村支所 は、平成 31 年度に 新築の予定 (建替場所未定)。 ・ 老朽化した図書館 は、 小学校横の複合施設に移転新築 。 ・ 公会堂 は、老朽化し、耐震が不十分な為、 現在使用していない 。 シビックセンターとは言えない 現状であるが、老朽化等により個別な整備は致し方ないと思われる。 ・今後、 新設予定の野村支所内 には、金融機関や商工会事務所も入る 総合複合庁舎となるプランも検討 されており、公民館の改修等も視野に 敷地・建物の整備 を進める。
114	(4)土地利用 の方針		●乙亥の里の整備・充 実	乙亥の里は、乙亥相撲、カト温泉など、地域のシンボルとなる施設であり、インキュベーション施設として位置づけられている販売施設、飲食施設を含め、シンボル施設としての整備・充実に努める。	・ 乙亥会館 も建築後 10 年以上が経過。経年劣化・老朽化が目立つ箇所もあり、 修繕・補修等 が多くなりつつある。 カト温泉や販売・飲食施設の顧客数も頭打ち 。 ・今後は、 乙亥の里 は地域のシンボルであることから、不具合が見受けられた際には 速やかに修繕等 を行うとともに、 温浴施設・店舗等の集客力を上げ るよう、 打開策を検討 する。
115		イ 国道沿道地区	—	国道 441 号沿道は、大規模小売店舗や商店、飲食店、公共施設、住宅などの混在する地域となっており、このような混在を基本として、敷地規模の大きい商業・業務施設、公共施設等においては、地域環境に配慮した敷地・建物の整備を図るものとする。	・ 国道 441 号沿道の店舗 は、近年、民間の飲食店や販売店の撤退、中規模のホームセンターの増設、ドラッグストア、児童館や図書館の入る複合施設等の新設予定があり、これまで以上に 用途が混在 している。 ・しかし、 地域環境に配慮した商業施設や公共施設の整備 には至っていない。 ・今後は、土地所有者等の要因から地域環境に配慮した敷地・建物の整備については難しい面もあるが、 関係者等と協議し推進 する。
116		ウ 住宅地	—	センター地区以外の住宅地地区については、幹線道路以外の区画道路等の道路整備が不十分であり、道路の確保等による良好な居住環境形成を図る。	・ 幹線道路以外の道路整備 は、経費(予算)配分等の関係から、 進捗率は良くない 。 ・今後も、 緊急を要する箇所を優先的に整備 を図る。
117		エ 工業地	—	市街地の北側、主要地方道宇和野村線沿道の工業地への企業誘致を推進する。	・ 企業誘致 には至っていない。 ・今後、関係部署と連携し、引き続き 企業誘致を推進 する。
118	(5)都市施設 の整備方針	ア 道路交通網の 整備方針 (ア)幹線道路	●国道 441 号の整備 促進	都市間を結ぶ広域幹線道路として位置づけられる国道 441 号については、未改良区間の整備を促進する	・ 野村地区の整備はほぼ完了 (野村町野村 10 号 158(「うおよし」から野村中学校まで)の歩道整備、道路改良)。 野村地区から鬼北町に続く区間は未整備 。 ・今後は、「うおよし」から宇和方面に向けた 歩道整備 を含めた 改良工事 の要望があり、西予市から県へ、道路改良依頼を行う。また、引き続き 鬼北町方面へ整備 を進める必要がある。

項目		施策	施策の方針(都市マス記載内容の概要)	実際の実施(これまでとこれから) ※各課ヒアリングシートにより把握 ※キーワードとして、 成果 ：青字／ 課題 ：赤字／ 今後の方針 ：緑字 で表現	
119	ア 道路交通網の整備方針 (イ)補助幹線道路、区画道路	●主要地方道宇和野村線の機能維持	地域間を結ぶ地域幹線道路として位置づけられる主要地方道宇和野村線については、整備済みであり、その機能維持を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・県(西予土木)により、維持管理(道路沿道の草刈り等)を、年間を通じて実施して頂いている。 ・今後も、県と連携し機能維持を図る。 	
120		●既存の道路網を基本とした道路網計画の再構築と整備推進	センター地区については、都市計画道路の見直しを含めて基盤目状の既存の道路網を基本とした道路網計画を再構築し、その整備を推進する。基盤目状の内側の区域については、建物のセットバック等による道路幅員の確保を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・野村地区中心市街地の道路整備は完了。 ※野村支所では、「道路網計画の再構築、建物のセットバックによる道路幅員の確保には至っていないので、地権者・関係者との絡みを含め、整備を進める」と回答。 	
121		●区画道路の整備	住宅地の区域については、区画道路網の計画を構築し、その道路幅員の確保に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・区画道路網の整備や道路幅員の確保には至っていないが、そのような住宅地については、迂回路を整備した。 ・今後は、通行に支障をきたす狭小な部分等を優先的に拡幅し、安心・安全な道路となるよう整備する。 	
122		イ 公園緑地の整備方針	●身近な公園広場の整備	市街地の南側及び東側の区域を利用圏とする身近な公園広場の整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・公園広場の整備には至っていない。 ・今後は、費用対効果や予算的な面から難しい部分があるが、関係部署と協議し、整備計画を検討する。
123		ウ 下水道、河川の整備	●公共下水道の整備推進	公共下水道の整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・当初計画していた野村地区の公共下水道について、整備は完了。 ・今後は、施設の維持管理を適切に行い、長寿命化を図る。
124			●肱川の河川環境整備	肱川の市街地の区間については、住民の身近な公園広場の一環として、親水空間の整備等を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の身近な公園広場としての親水空間の整備等には至っていない。 ・今後は、肱川の豊かな自然環境保護を主観に、今後も親水空間の整備を図る。